

あかいわ創生会議

日時 令和4年10月18日(火) 10:00～

会場 赤磐市消防本部 会議室

1 開 会

2 挨拶

3 委嘱状交付

4 会長・副会長選任

5 報告事項

赤磐市まち・ひと・しごと創生総合戦略の目標指標の進捗状況等について
(資料3～資料5)

6 議 事

地方創生交付金事業の効果検証について(資料6)

7 その他

企業版ふるさと納税寄附、ふるさと納税実績について(資料7①②)

事例紹介

8 今後の動向

デジタル田園都市国家構想総合戦略への改訂について(資料8)

9 意見交換

10 閉 会

<添付資料>

資料1：あかいわ創生有会議委員名簿

資料2①：あかいわ創生会議設置要綱

資料2②：あかいわ創生会議による進捗・成果の検証・評価

資料3：赤磐市の現状について

資料4：赤磐市まち・ひと・しごと創生総合戦略の概要について

資料5：赤磐市まち・ひと・しごと創生総合戦略目標指標の進捗状況等について

資料6：総合戦略に係る地方創生交付金事業の効果検証について

資料7①：ふるさと納税寄附実績について

資料7②：企業版ふるさと納税寄附実績について

資料8：デジタル田園都市国家構想について

あかいわ創生会議委員名簿

任期: 令和4年10月1日～令和6年9月30日

区分	分野	所属	職名	氏名	役職
産	商工業	赤磐商工会	会長	金谷 征正	
産	商工業	みのる産業(株)	代表取締役社長	生本 尚久	
産	農業	赤磐市農業経営者クラブ協議会	会長	河本 一平	
官	広域行政	備前県民局地域づくり推進課	課長	木村 俊之	
学	教育	岡山大学教育推進機構(教育方法学) 岡山県教育委員会夢育アドバイザー	准教授	中山 芳一	
学	地域経営	岡山大学大学院 社会文化科学研究科 岡山大学地域総合研究センター	教授	三村 聡	
学	医療・福祉	川崎医療福祉大学医療福祉学部 医療福祉学科(地域福祉教育)	准教授	植田 嘉好子	
金	金融	中国銀行(株)赤磐支店・赤坂支店	支店長	福田 保則	
労	労働・雇用	和気公共職業安定所	所長	井上 学	
言	マスメディア	山陽新聞社吉備の環プロジェクト 推進本部	事務局次長	馬場 信彰	
民	中山間支援	みんなの集落研究所 内閣官房ふるさと活性化支援チーム	執行役 委員	藤井 裕也	
民	地域づくり	赤磐子どもNPOセンター	理事	大西 景子	
民	市政全般	元岡山県副知事		島津 義昭	
民	地域づくり	赤磐市地域おこし協力隊 (赤磐市観光協会)	隊員	戸田 洋美	
民	DX	内閣府地方創生デジタル人材 (R3～奈義町) (株)日立システムズ自治体DX推進センタ	デジタル監 シニアアドバイザー	高山 利家	

あかいわ創生会議 オブザーバー

学校名・学年	氏名	
山陽学園大学地域マネジメント学部 4回生	長谷川 久典	桜が丘中出身
山陽学園大学地域マネジメント学部 4回生	三浦 凧湖	桜が丘中出身

○あかいわ創生会議設置要綱

(設置)

第1条 人口減少問題に対応し、本市の持続的な発展の実現を図る「まち・ひと・しごと創生」を効果的に推進することを目的に、赤磐市の将来人口のビジョンや社会経済情勢を踏まえた実効性のある「赤磐市まち・ひと・しごと創生人口ビジョン」及び「赤磐市まち・ひと・しごと創生総合戦略」の策定に関する検討を行い、同戦略に基づく施策の推進状況を検証・評価するあかいわ創生会議（以下「創生会議」という。）を設置する。

(組織)

第2条 創生会議は、委員15人以内で組織する。

- 2 委員は、地方創生に関し識見を有する者のうちから市長が委嘱する。
- 3 創生会議に会長及び副会長1人を置く。
- 4 会長は、委員の互選により定める。
- 5 副会長は、会長の指名により定める。
- 6 会長は、会務を総理し、創生会議を代表する。
- 7 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(所掌)

第3条 創生会議は、次の事項を所掌する。

- (1) 赤磐市まち・ひと・しごと創生人口ビジョンの策定に係る検討
- (2) 赤磐市まち・ひと・しごと創生総合戦略の策定に係る検討
- (3) 前号の総合戦略に掲げる施策の推進状況及び成果の検証並びに評価
- (4) その他創生会議の設置目的を達成するために必要な事項

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任は妨げない。

- 2 委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第5条 創生会議は、必要と認めるときに市長が招集する。

- 2 創生会議は、会長が議長となる。
- 3 創生会議は、委員の過半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。
- 4 創生会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 5 緊急の必要があり会議を招集する暇がないときその他やむを得ない理由のあるときは、委員に書面を送付し審議することで会議に代えることができる。

(庶務)

第6条 創生会議の庶務は、総合政策部政策推進課において処理する。

(その他)

第7条 この告示に定めるもののほか、創生会議の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

「あかいわ創生会議」による進捗状況・成果の検証・評価

- 創生総合戦略に基づき実施した施策の点検・見直しは、市長を本部長とする「あかいわ創生推進本部」による内部評価を実施することとしています。
- さらに「あかいわ創生会議」において、客観的に施策の進捗状況を把握し、取組の効果を検証する外部評価を行うことで、継続的な業務改善を図りながら、効果的・効率的な地方創生を進めることとしています。

